



# 困領、セツトバック道路の官民界境界は

山岡 幹雄 議員

境界が不明の場合は  
境界立会で定める

産業建設部長

困領道路の進捗状況と平成29年度のセツトバック件数及び寄附筆数は。

**産業建設部長** 29年度末で、215路線中11路線が完了、セツトバック件数は80件のうち5件11筆の寄附を受けた。

**困領、セツトバック道路の官民界境界は。**

**産業建設部長** 道路境界が不明の場合は、境界立会で定める。

津島市や弥富市には、狭隘道路に係る後退用地等の確保及び整備に関する要綱があるが、本市も要綱を定める考えはあるか。

**産業建設部長** 要綱を定める考えはない。

**農地の現状と取り組み**

遊休農地が増加の状況にあるが市の取り組みは。

**産業建設部長** 毎年、農地の利用状況調査を行い、遊休農地の所有者に対し維持保全管理の指導

をする。

ヨシ林（耕作放棄地）の写真を見て、市の対策は。

**産業建設部長** 草生え状態の農地を確認し、所有者に指導をする。

財産放棄農地の対策は。

**産業建設部長** 相続人の意向により、簡易的な手続きで農地を賃借できる制度を活用する。

農業振興及び農地利用最適化推進施策等に反映するアンケート調査の考えは。

**産業建設部長** 他市の事例も参考に農地の最適化に努める。

500㎡、千㎡、の土地を借りて耕作ができないか。

**産業建設部長** 他市の事例も参考に考える。

農地の土地改良未整備、面積は。

**産業建設部長** およそ131ha。

土地改良未整備農地の今後の計画は。

**産業建設部長**

関係地権者から相談があれば土地改良区と協議、検討する。



▲ヨシ林（耕作放棄地）

※**困領道路とは**

民地を道路として貸してもらったことを地元と約束している道路のこと。

※**セツトバックとは**

幅員が4m未満で、そのままでは防火等の面で十分な道の幅を確保することができないので、道路の中心線から2m控えて建築物や塀などを造ること。

※**狭隘道路とは**

法律上の定義はないが、行政（都道府県・市町村）が使用する場合は、主に幅員4m未満の2項道路（建築基準法第42条第2項・第3項の指定を受けた道路）、未指定の通路のこと。